

岡山県備中保健所長表彰基準

令和4年4月1日改訂

| 事業功労別 | 表彰種別 | 対象者 | 表彰基準 | 県における表彰 | 備考 |
|-----------|-------------|--|--|---|-----------------------|
| 公衆衛生事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 団体(市町村、地区組織、関係団体等) | 現に本県の公衆衛生事業に8年以上にわたって従事し、その功績が顕著である個人、若しくは団体で、個人にあたっては年齢45歳以上の現職にある者。 ただし、地方公共団体に在職する個人については、保健所、研究機関又は市町村の在職する者に限る。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | 公衆衛生事業には、学校保健医・産業医を含む |
| へき地医療事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師等) | 現にへき地及び離島の診療等に勤務する者、又は開業医として8年以上その業務に従事し、へき地医療及び保健衛生の向上に功績があった年齢45歳以上の者。 現にへき地医療に従事しており、へき地及び離島の住民に対し、医療に接する機会を与え、へき地医療及び保健衛生の向上に功績のあった個人で、年齢45歳以上の者。 | | |
| 地域医療事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(医師、歯科医師、医療関係従事者、あんまマッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師) | 現に病院、診療所、薬局及び看護師養成所等に勤務する個人又は開業医として、15年以上地域医療事業に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績があり他の模範となる個人で、年齢45歳以上の者。 現にあんまマッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師として15年以上地域医療に従事し、業務及び保健衛生向上に顕著な功績がある者で、年齢45歳以上の者。 | 対象者が医師、歯科医師、及び救急医療事業団の団体の場合は、知事表彰のみ。 上記以外の場合は知事表彰及び保健福祉部長表彰。 | |
| 救急医療事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(医師、歯科医師、看護師等保健医療関係者、その他) 団体 | 医師、歯科医師においては、現に救急医療に従事しており、救急医療体制の整備に貢献する等、救急医療に関する功績が顕著な個人で年齢45歳以上の者。 現に救急医療に従事しており、救急医療への貢献又は普及啓発等による救急医療に関する功績が顕著な団体。 医師、歯科医師を除く医療関係従事者においては、現に救命救急センター等において救急業務に3年以上従事し、救急業務に関する功績が顕著な個人で、年齢38歳以上の者。 | | |

岡山県備中保健所長表彰基準

| 事業功労別 | 表彰種別 | 対象者 | 表彰基準 | 県における表彰 | 備考 |
|----------|--------------|--|---|--------------------|---|
| がん征圧事業功労 | 岡山県備中保健所長感謝状 | 個人 団体 | 次の各号の一に該当する者。 1 がん征圧の普及啓発、がん予防事業、その他公衆衛生事業に従事し、その功績が顕著な者。 2 がんの早期発見、早期治療を目的とした検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績が認められた者。 3 1及び2の業務に従事した期間は、原則として8年以上で年令45歳以上の者。 次の各号の一に該当する団体。 1 がん予防事業の普及啓発、その他公衆衛生事業の推進を4年以上実施し著しい功績があった団体。 2 がんの早期発見、早期治療を目的として検診及び医療技術の向上につとめ、住民の健康増進と福祉の向上に顕著な功績があった団体。 | 知事感謝状 保健福祉部長感謝状 | 市町村合併により、所属団体名称に変更があった個人及び名称変更のみで組織そのものに変更がない団体については、合併前の活動年数を加算できることとする。 |
| 母子愛育事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(愛育委員助産師等) 団体(愛育委員会) | 次の各号のいずれにも該当する個人若しくは団体。 1 愛育委員活動、家族計画事業、母子愛育事業、並びに組織の普及向上、その他公衆衛生事業の推進に貢献し、その功績が顕著な個人若しくは団体。 2 業務に従事した期間が8年以上であること。 3 個人にあつては年齢が45歳以上で、現職にある者。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | 市町村合併により、所属団体名称に変更があった個人及び名称変更のみで組織そのものに変更がない団体については、合併前の活動年数を加算できることとする。 |
| 栄養改善事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(栄養委員) 団体(栄養改善協議会) 個人(栄養士) | 栄養改善及び食生活改善事業の普及向上等に8年以上従事し、顕著な功績があったと認められる個人で、年齢45歳以上の現職にある者。 または地区住民の健康を保持増進するため食生活改善を積極的に推進して顕著な成果をあげており他の模範とすべき団体で、功績に係る従事年数が8年以上であるもの。 次の1又は2に該当する者。 1 現在栄養士の免許を有する者であつて、栄養改善事業の普及向上、栄養士、管理栄養士制度の発展向上、栄養行政に対する協力等に顕著な功績があったと認められる者で、次の各号にいずれも該当する者。 (1) 栄養改善関係団体の役職従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。 (3) 現職にある者。 2 栄養に関する有益な研究、考察を行い、事業の発展に特に顕著な功績があったと認められる者。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | 市町村合併により、所属団体名称に変更があった個人及び名称変更のみで組織そのものに変更がない団体については、合併前の活動年数を加算できることとする。 |

岡山県備中保健所長表彰基準

| 事業功労別 | 表彰種別 | 対象者 | 表彰基準 | 県における表彰 | 備考 |
|------------|-------------|--------------|--|------------------|----|
| 栄養指導業務功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(栄養士) | <p>現在栄養士の免許を有する者であって、常に第一線にあつて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績を有すると認められる者で、次の各号のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 功績に係る従事年数が15年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 3 現職にある者。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 優良特定給食施設 | 岡山県備中保健所長表彰 | 施設(特定給食施設) | <p>給食の管理運営が特に優秀であり他の模範とするべき特定給食施設(県・国立の特定給食施設を除く)であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定給食施設としての実績を8年以上有する施設であつて栄養改善のための効果が顕著であること。 2 合理的な給食管理組織が確立されており、円滑な運営がなされていること。 3 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果等過去に特に問題がなく、かつ、過去に行政処分を受けたことのないこと。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 精神保健福祉事業功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 団体 | <p>次の各号のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現に精神保健福祉事業に従事していること。 2 精神保健福祉事業に8年以上従事し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。 3 年齢が45歳以上であること。 <p>1 現に精神保健福祉事業を実施していること。 2 精神保健福祉事業を8年以上実施し、精神保健福祉の向上に著しく寄与したこと。</p> | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |

岡山県備中保健所長表彰基準

| 事業功労別 | 表彰種別 | 対象者 | 表彰基準 | 県における表彰 | 備考 |
|-------------|-------------|----------|---|------------------|---|
| 生活衛生関係功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 | 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)第2条第1項に規定する営業(食品衛生功労を除く)に関し組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る事業従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 建築物環境衛生功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 | 建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る事業従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 理容師、美容師養成功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 | 現に理容師又は、美容師養成施設の経営者及び教員であって、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。 1 功績に係る事業従事年数が8年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | 関係業務を倉敷市保健所が所管していないため、倉敷市に住所地又は勤務先があるものを含む。 |
| 水道関係功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 団体 | 水道の普及発展、水道に関する有益な調査、研究、技術の改善若しくは発明、発見又は水道行政に対する協力等に特に顕著な功績があった個人又は団体及び水道事業、水道用水供給事業又は、水道行政事務に従事し、顕著な功績があった個人で、次の各号に該当する者。 1 水道関係事業従事年数が8年以上であること。 2 個人の場合は、年齢が45歳以上であること。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | 関係業務を倉敷市保健所が所管していないため、倉敷市に住所地又は勤務先があるものを含む。 |

岡山県備中保健所長表彰基準

| 事業功労別 | 表彰種別 | 対象者 | 表彰基準 | 県における表彰 | 備考 |
|----------|-------------|--------|---|------------------|----|
| 調理師関係功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 | <p>1 調理師組織功労 調理師の資質向上、組織活動を通じ、調理師制度の発展向上のため特に顕著な功績があった者で、次の各号に該当する者。</p> <p>(1) 功績に係る事業従事年数が8年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。</p> <p>2 調理師養成功労 現に調理師養成施設の設立者、施設の長又は教職員であって調理師養成のため特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。</p> <p>(1) 功績に係る従事年数が8年以上(教職員については10年以上)であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。</p> <p>3 調理業務功労 現に調理師免許を有する者であって、常に第1線で実際の調理業務に従事し、かつ指導的立場から調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。</p> <p>(1) 功績に係る従事年数が15年以上であること。 (2) 年齢が45歳以上であること。</p> | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 食品衛生功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 | <p>食品衛生の普及向上、食品衛生に関する発明若しくは発見、食品衛生行政に対する協力又は業界の指導育成等に特に顕著な功績のあった者で、次の各号に該当する者。</p> <p>1 食品関係の営業歴が8年以上であること又は食品関係団体における業界の指導育成等の功績に係る事業従事年数が10年以上であること。 2 年齢が45歳以上であること。</p> | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 食品衛生優良施設 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人(施設) | <p>施設が特に優秀であり他の模範とすべきもので、次の各号に該当するもの。</p> <p>1 営業年数が8年以上であること。 2 対象となる施設が建築後営業を開始してから、満2年以上経過しているもの。</p> | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |

岡山県備中保健所長表彰基準

| 事業功労別 | 表彰種別 | 対象者 | 表彰基準 | 県における表彰 | 備考 |
|-----------|--------------|-------------------|--|--------------------|---|
| 薬事功労 | 岡山県備中保健所長表彰 | 個人 団体 | 次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 <ol style="list-style-type: none"> 1 優秀な医薬品等の発明、発見又は国産化に功労のあったもの 2 薬事衛生の普及又は向上に特に貢献したものの。 3 薬事行政に協力し、特に功績のあったもの。 4 薬事関係業界の指導育成に特に功労のあったもの。 5 上記2. 3. 4.に該当する個人にあつては、功績に係る従事年数が8年以上で年齢45歳以上の者。 | 知事表彰 保健福祉部長表彰 | |
| 献血運動推進協力 | 岡山県備中保健所長感謝状 | 個人 団体(市町村、事業所) | 次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 <ol style="list-style-type: none"> 1 組織的に献血に協力し、その実績(原則として年2回以上または災害等緊急時に献血に協力している等)が、特に優秀で他の模範とするにたる団体。 ただし構成員がおおむね50名以上のもの。 2 献血の受入施設等の整備に積極的に協力し、献血推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの。 3 献血思想普及のための広報活動等を積極的に行い、献血運動の推進に寄与するところが大きく、他の模範となるもの 4 献血事業に4年以上従事し、年齢45歳以上の者。 | 知事感謝状 | |
| 麻薬覚醒剤事業功労 | 岡山県備中保健所長感謝状 | 個人 団体 | 次の各号の一に該当する個人若しくは団体。 <ol style="list-style-type: none"> 1 麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政の推進に関する業務に8年以上携わり、顕著な功績があった者。ただし個人の場合は年齢45歳以上の者。 2 その他麻薬・覚醒剤乱用防止及び麻薬行政に関し特に顕著な功績があった者。 | 知事感謝状 保健福祉部長感謝状 | 関係業務を倉敷市保健所が所管していないため、倉敷市に住所地又は勤務先があるものを含む。 |